

大和市特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会規則をここに公布する。

令和7年6月 27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 49 号

大和市特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 第三者委員会は、市長の諮問に応じ、専門的な知見に基づき、中立かつ公正な立場で審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 第三者委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る審議等の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 第三者委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、第三者委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 第三者委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 第三者委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 第三者委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 第三者委員会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めること（次項において「意見の聴取等」という。）ができる。

2 第三者委員会は、意見の聴取等の対象者が未成年者であるときは、当該未成年者及びその保護者に十分に配慮しなければならない。

（委員の除斥）

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その審議に加わることができない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 第三者委員会の庶務は、こども部（ただし、事案の性質等により、市長がこども部以外の部において庶務を処理させることが適当と認めるときは、当該部）において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、第三者委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が第三者委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。